

「無期転換」の準備、進めていますか？

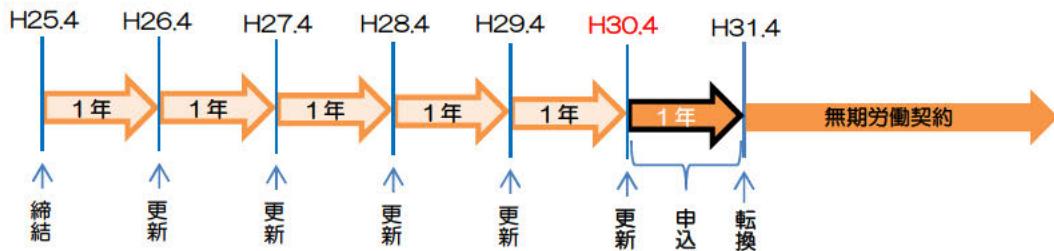
～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

無期転換ルールについて（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申込により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールです。

【平成25年4月開始で契約期間が1年の例】

（通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に締結または更新した有期労働契約が対象です。）



無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

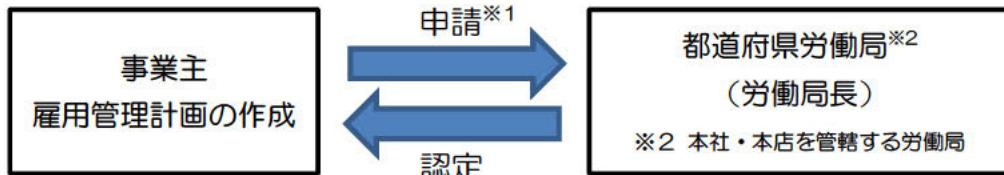
また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

★詳しくは、無期転換ポータルサイト（<http://muki.mhlw.go.jp>）をご覧ください。

無期転換ルールの特例について

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（以下「有期雇用特別措置法」といいます。）によって、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

認定を受けるには



※1 申請書及び添付資料は、原本と写しの2部提出してください。

★有期雇用特別措置法について、詳しくは

三重労働局HP（「三重局版無期転換ルールポータルサイト」バナーより）をご覧ください。

無期転換ルールに関するお問い合わせは、

三重労働局 雇用環境・均等室 ☎514-8524 津市島崎町327番2
☎059-226-2110まで

